

滋賀県規則第 72 号

滋賀県農村振興交付金制度審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年滋賀県条例第 53 号）第 5 条の規定に基づき、滋賀県農村振興交付金制度審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長および副会長)

第2条 審議会に、会長および副会長 1 人を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 会長は、審議会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、農政水産部農村振興課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県農村振興交付金制度審議会運営要領

(会議の招集)

第1条 会長は、滋賀県農村振興交付金制度審議会（以下「審議会」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所および議案を委員に通知するものとする。

(事務の細目)

第2条 滋賀県附属機関設置条例（平成25年7月5日滋賀県条例第53号）別表第1項の表に掲げる審議会の担任する事務の細目は、別紙1のとおりとする。

(会議の公開)

第3条 審議会の会議は公開とする。ただし、会長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。この場合においては、非公開とした理由を明らかにしなければならない。

- 2 会議の公開は、県民および報道機関で会議の傍聴を希望する者からの申出に基づき、会長が傍聴を認めることにより行う。
- 3 傍聴者（報道機関を除く）の定員は、あらかじめ定めておくものとし、定員を超えた場合は先着順とする。
- 4 公開の会議の秩序を維持するため、傍聴に係る遵守事項（別紙2）を定め、傍聴者へ配布する措置を講じるものとする。

(会議概要)

第4条 審議会の議事結果については、その都度会議概要（委員の発言要旨、審議の経過および結果等を事務局が要約、整理したもの）を作成のうえ、保管しなければならない。

- 2 会議概要是、会議を公開とした場合にあっては公開とし、会議を非公開とした場合にあっては非公開とする。ただし、会議を非公開とした場合であっても、会長が承認したときは、会議概要の一部または全部を公開とができる。
- 3 前項の規定は、審議会において配布された資料について準用する。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

付 則

- 1 この要領は、平成25年11月26日から施行する。
- 2 この要領は、平成26年5月27日から施行する。
- 3 平成25年度に交付された交付金に関するものについては、従前の例によるものとする。

別紙1（第2条関係）

審議会の担任する事務の細目

- 1 中山間地域等直接支払交付金に関する事務
 - (1) 交付金の実施状況の点検に関すること。
 - (2) 中間年および最終評価に関すること。
 - (3) 知事特認基準等の審査に関すること。
 - (4) 市町の対象農用地の指定の評価に関すること。
- 2 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策（国施策名：多面的機能支払交付金）に関する事務
 - (1) 交付金の実施状況の点検に関すること。
 - (2) 対象組織の取組の評価に関すること。
 - (3) 対象組織への指導・助言に関すること。
- 3 その他農村の振興に係る交付金制度の調査審議に必要な事務